

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原 告 杉並区

被 告 国 ほか1名

意 見 書

平成17年7月13日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

被告らは、本意見書において、本件の今後の審理について、以下のとおり意見を述べる。

なお、略称等は、従前の準備書面の例による。

## 第1 本件訴えの適法性について

本件確認請求及び本件国賠請求に係る各訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法である。

仮に、本件国賠請求に係る訴えが法律上の争訟に当たるとしても、本件確認請求に係る訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法であることは明らかであるところ、本件確認請求の関連請求（行政事件訴訟法16条1項、41条2項、43条3項）として提起された本件国賠請求に係る訴えは、併合提起の要件を欠き、不適法である（被告ら準備書面(3)13ページ）。

## 第2 本件国賠請求に係る訴えが独立の訴えとして適法であるとされた場合の本件の今後の審理について

訴訟の一部について、裁判をするのに熟したときは、その一部について判決をすることが、その一部について望ましいばかりではなく、その残部についての審理が簡明になり、当事者が無用の主張・立証を重ねる事態を避けることができる（菊井維大・村松俊夫「全訂民事訴訟法I補訂版」1143ページ参照）。

本件において、仮に、本件国賠請求に係る訴えが独立の訴えとして適法であるとされたとしても、本件確認請求に係る訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法であることがこれまでの審理の結果、既に明らかになっているのであるから、本件確認請求に係る訴訟は、「裁判をするのに熟した」ものというべきである（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法243条1項）。

したがって、速やかに本件確認請求に係る訴えを分離し、同訴えについて訴え却下の判決をすることが相当である（司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一

般的問題に関する実務的研究」243ページ，市村陽典「条解行政事件訴訟法（第2版）」333ページ）。

### 第3 結語

以上のとおり，仮に本件国賠請求に係る訴えが独立の訴えとして適法であるとしても，速やかに本件確認請求に係る訴えを分離し，同訴えについて訴え却下の判決をすることを求める。